

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正

(1) 実務者研修の受講期間の短縮について

平成19年改正法により、3年以上の介護実務経験者が介護福祉士試験を受験する場合、実務者研修の受講が義務付けられ、平成28年度に実施される介護福祉士試験から適用されるが、過去に次の研修を受講した者については、既に履修した科目の受講が免除されることから、実務者研修の受講期間が1月以上あって修了した場合には、受験資格を得られるものとしたこと（現行では6月以上）。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下「新省令」という。）第21条第3号）

ア 訪問介護員養成研修（1～3級）

イ 介護職員初任者研修

ウ 介護職員基礎研修

エ 喀痰吸引等研修

オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程

(2) その他準ずる課程について

(1) オの準ずる課程は、認知症介護実践者研修及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日23文科高第721号社援発1028第2号）に基づく他研修等の修了認定の対象となるものとして届け出られた地域の団体等で実施されている研修をいうものであること。

(3) 実技試験の免除について

受講期間が短縮された実務者研修の修了者についても、通常の実務者研修の修了者と同様に、介護福祉士試験の実技試験を免除するものとしたこと。

（新省令第22条第3項）

以上、社援発0331第41号より一部抜粋